

平成29年度
第3回 障害者総合支援法に基づく集団指導
「監査・実地指導等における主な指摘事項」

平成29年11月20日(月)
13時40分開始
札幌市保健福祉局障がい福祉課
指導担当

目次

I .集団指導とは・・・・・・・・・・・・・・P.3

II .実地指導における主な指摘事項

1.自己点検表・・・・・・・・・・・・・・P.4

2.実地指導

(1) 契約支給量の報告等に関する指摘・・・P.5

(2) サービスの提供の記録に関する指摘・・・P.7

(3) 介護給付費等の額に係る通知等に関する指摘・・・P.8

(4) 個別支援計画の作成等に関する指摘・・・P.9

(5) 勤務体制の確保等に関する指摘・・・P.14

(6) 非常災害対策に関する指摘・・・・・・P.19

(7) 介護給付費等算定に係る体制等に関する指摘・・・P.20

(8) 特定事業所加算に関する指摘・・・P.22

(9) 欠席時対応加算に関する指摘・・・P.23

(10) 施設外就労加算に関する指摘・・・P.24

(11) 福祉・介護職員処遇改善加算に関する指摘・・・P.27

III その他の留意事項・・・・・・・・・・・・P.28

IV 通報・苦情・・・・・・・・・・・・・・P.34

V 事故報告について・・・・・・・・・・・・P.43

VI 不正請求等への対応・・・・・・・・・・・・P.45

VII 指定の取り消し・指定の効力停止・・・P.47

VIII 関係法令等・・・・・・・・・・・・・・P.51

I 集団指導とは・・・

札幌市では、

「札幌市障害福祉サービス事業者等指導監査実施要綱」

に基づき開催

毎年開催・・・内容は異なり、連絡事項等
ありますので参加願います。

内容は・・・

- ・ 指定障害福祉サービス事業等の取扱いについて
- ・ 介護給付費等に係る費用の請求について
- ・ 制度改正等について
- ・ 過去の指導事例等について

Ⅱ 実地指導における主な指摘事項

1 自己点検表

札幌市では、事業者が、自らのサービスの提供体制及び運営状況などについて、点検するために自己点検表をホームページ上に掲載しています。
この自己点検表を積極的に活用し、より質の高いサービスの提供のために活用してください。



<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/jikotenkenhyou.html>

札幌市 自己点検表 障害		検索
--------------	--	----

チェック項目	点検項目	点検内容	点検結果	点検者
第1	基本方針（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）			
点検項目	1. 利用者の権利の保障、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制を整備しているか。	1. 利用者の権利の保障、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制を整備しているか。	点検結果	点検者
点検項目	2. 利用者の入居の確保、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制を整備しているか。	2. 利用者の入居の確保、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制を整備しているか。	点検結果	点検者
点検項目	3. 利用者の入居の確保、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制を整備しているか。	3. 利用者の入居の確保、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制を整備しているか。	点検結果	点検者
点検項目	4. 利用者の入居の確保、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制を整備しているか。	4. 利用者の入居の確保、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制を整備しているか。	点検結果	点検者
点検項目	5. 利用者の入居の確保、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制を整備しているか。	5. 利用者の入居の確保、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制を整備しているか。	点検結果	点検者
点検項目	6. 利用者の入居の確保、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制を整備しているか。	6. 利用者の入居の確保、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制を整備しているか。	点検結果	点検者
点検項目	7. 利用者の入居の確保、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制を整備しているか。	7. 利用者の入居の確保、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制を整備しているか。	点検結果	点検者
点検項目	8. 利用者の入居の確保、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制を整備しているか。	8. 利用者の入居の確保、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制を整備しているか。	点検結果	点検者
点検項目	9. 利用者の入居の確保、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制を整備しているか。	9. 利用者の入居の確保、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制を整備しているか。	点検結果	点検者
点検項目	10. 利用者の入居の確保、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制を整備しているか。	10. 利用者の入居の確保、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制を整備しているか。	点検結果	点検者

Ⅱ 実地指導における主な指摘事項

2 実地指導

指導の対象となる障害福祉サービス事業者等の事業所において実地に行く。

(実施要綱第3条)

(1) 契約支給量の報告等に関する指摘 ①

□ 受給者証記載事項や利用契約の変更について、本市に報告していない。

(短期入所を除く)

改善に向けて

○ 事業者は、サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を本市に対し遅滞なく報告しなければならない。

(市条例43号第17条第3項、第57条第2項 他)

(厚労省令第171号第10条及び第53条 他)

(厚労省令第172号第8条)

(厚労省令第27号第6条 他)

(厚労省令第28号第6条)

○ 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく本市に対し報告しなければならない。

(市条例43号第177条の3 他)

(厚労省令第171号第210条の3 他)

Ⅱ 実地指導における主な指摘事項

(1) 契約支給量の報告等に関する指摘 ②

契約内容報告書は、
支給決定区へ提出

札幌市 契約内容報告書 検索

http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/seikyu.html

ダウンロードサービスのトップに戻る

申請書・届出書ダウンロード

キーワード検索 様式名検索 分野別検索

契約内容報告書

障害福祉サービス・障害児通所支援の契約内容に関する報告書の様式

- ・契約内容(障害福祉サービス受給者証記載事項)報告書
- ・契約内容(障害児通所支援受給者証記載事項)報告書

様式番号 様式

様式1 契約内容報告書

様式2 入(退)院報告書

様式3 利用者負担上限額管理表

様式4 様式4-2 様式5

様式6 介護給付費・訓練等給付費

様式4-2 様式7 サービス利用計画作成費

申請書(様式)サイズ A4(印刷はA4の用紙で行ってください。熱転写用)

提出時期 随時(新規契約、契約内容が変更になったとき等)

提出者 障害福祉サービス提供事業者・障害児通所支援

代理の可否 可能

提出方法 直接窓口へ、又は郵送

受付窓口 各区役所保健福祉課(連絡先は右下参照)
受付時間 8時45分～17時15分
休日 土、日、祝日及び12月29日～1月3日

問い合わせ先 011-211-2938

担当部署のホームページ 障害者自立支援法のページ

関連ホームページ 厚生労働省のホームページ

様式のダウンロード方法の説明へ

区役所一覧ページへ

契約内容(障害福祉サービス受給者証・地域相談支援受給者証記載事項) 報告書

(あて先) 札幌市 区保健福祉部長 平成 年 月 日

事業者番号

事業者及びその事業所の名称

代表者

下記のとおり当事業所との契約内容(障害福祉サービス受給者証・地域相談支援受給者証記載事項)について報告します。

報告対象者

受給者証番号

支給決定障害者(保護者)氏名

支給決定に係る障害児氏名

契約締結又は契約内容変更による契約支給量等の報告

受給者証の事業者記入欄の番号	サービス内容	契約支給量	契約期間(開始日～終了日)	理由
				☐ 1 新規契約
				☐ 2 契約の変更
				☐ 1 新規契約
				☐ 2 契約の変更
				☐ 1 新規契約
				☐ 2 契約の変更
				☐ 1 新規契約
				☐ 2 契約の変更

既契約の契約支給量によるサービス提供を終了した報告

提供を終了する事業者記入欄の番号	提供終了日	提供終了日までの提供実績	既契約の契約支給量でのサービス提供を終了する理由
			☐ 1 契約の終了
			☐ 2 契約の変更
			☐ 1 契約の終了
			☐ 2 契約の変更
			☐ 1 契約の終了
			☐ 2 契約の変更
			☐ 1 契約の終了
			☐ 2 契約の変更

Ⅱ 実地指導における主な指摘事項

(2) サービスの提供の記録に関する指摘

- 基本報酬や加算を算定しているにもかかわらず、これに係るサービスの提供記録が確認できない。
- サービスを提供した内容の記録とサービス提供実績記録票について、サービスを提供した日付や時間の記載が異なっている。
- サービス提供実績記録票に利用者等から都度確認を受けていない。

改善に向けて

- (1) 事業者は、サービスを提供したときは、当該支援の提供日、内容その他必要な事項を当該支援の提供の都度記録しなければならない。
- (2) 事業者は、(1)の規定による記録を行うときは、サービスを提供したことについて、支給決定障害者等から確認を受けなければならない。

(市条例43号第26条、第142条及び第205条 他)
(厚労省令第171号第19条、第53条の2及び第169条の2 他)
(厚労省令第172号第17条)
(厚労省令第27号第15条 他)

※実績記録票、支援記録及び北海道国民健康保険団体連合会の請求内容については、突合して確認する。

Ⅱ 実地指導における主な指摘事項

(3) 介護給付費等の額に係る通知等に関する指摘

□特に利用料金の負担のない利用者に対して、法定代理受領により介護給付費等の支給を受けたにもかかわらず、介護給付費等の額の通知をしていない。

改善に向けて

○事業者は、法定代理受領によりサービスに係る介護給付費等の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

(市条例43号第30条及び第209条 他)

(厚労省令第171号第23条及び第56条 他)

(厚労省令第172号第21条)

(厚労省令第27号第18条 他)

(厚労省令第28号第14条)

Ⅱ 実地指導における主な指摘事項

(4) 個別支援計画の作成等に関する指摘 ①

- 個別支援計画を確認できない。
注) 計画未作成減算の対象
(居宅介護等、短期入所、相談支援を除く)
- サービス管理責任者(サービス提供責任者)以外の従業者が計画を作成している。
- サービスの具体的内容を記載していない。
- 個別支援計画の作成に係る担当者等を招集して行う会議の開催が確認できない。
- 利用者等から計画について同意を得ていない。
- 利用者等へ計画を交付していない。

改善に向けて

- サービス提供責任者は、利用者又は利用者である障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて 具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護等計画等を作成しなければならない。
- サービス提供責任者は、居宅介護計画等を作成したときは、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該利用者に、当該居宅介護計画等を記載した書面を交付しなければならない。
(市条例43号第33条 他)
- 事業所の管理者は、**サービス管理責任者**にサービスに係る個別支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- **サービス管理責任者**は、個別支援計画の作成に係る担当者等を招集して行う会議を開催し、個別支援計画の原案の内容について、意見を求めるものとする。
(市条例43号第61条及び第211条 他)

Ⅱ 実地指導における主な指摘事項

(4) 個別支援計画の作成等 に関する指摘 ②

- 計画の定期的な見直しや必要に応じた見直しを行っていない。
- アセスメントやモニタリングの実施が確認できない。
- 計画と実際のサービス内容が異なっている。
サービスが 計画に沿っていない。

改善に向けて

- **サービス管理責任者**は、個別支援計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。
- **サービス管理責任者**は、個別支援計画を作成したときは、利用者に、当該個別支援計画を記載した書面を交付しなければならない。
- **サービス管理責任者**は、個別支援計画について、実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。モニタリング。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上見直しを検討し、必要に応じて変更を行うものとする。
- **サービス管理責任者**は、モニタリングを行うに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - (1) 定期的に利用者に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

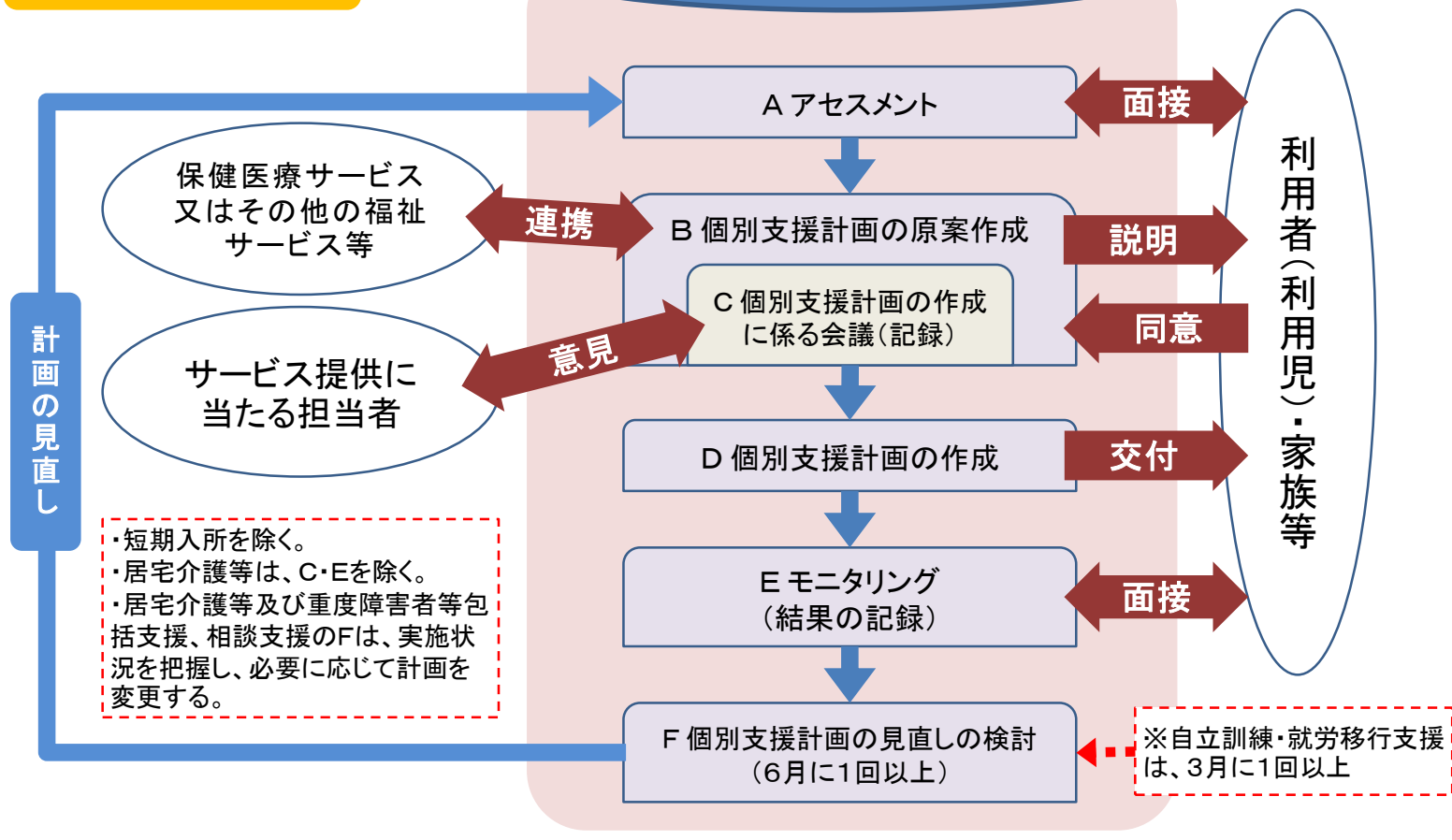
(市条例43号第61条及び第211条 他)

Ⅱ 実地指導における主な指摘事項

個別支援計画等

作成の流れ

サービス管理責任者等



Ⅱ 実地指導における主な指摘事項

個別支援計画等作成の概要	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・移動支援	療養介護・生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・共同生活援助・障害者支援施設・重度障害者等包括支援(※)
規定する条項	・市条例43第33条 他 ・札幌市移動支援事業事業者登録要綱第5条 ・厚労省令第171号第26条 他	・市条例43第61条及び第211条 他 ・厚労省令第171号第58条及び第134条 他 ・厚労省令第172号第23条
計画作成担当者	・サービス提供責任者	・サービス管理責任者 (※サービス提供責任者)
アセスメント	・利用者の状況を把握・分析し、解決すべき課題を明確化	・利用者に面接し、希望する生活及び課題等を把握
計画原案作成	・サービス等利用計画を踏まえる ・援助の方向性や目標 ・担当従業者の氏名 ・サービスの具体的内容 ・他のサービスとの連携 ・所要時間、日程 ・その他留意事項	・サービス等利用計画を踏まえる(※除く) ・支援の方針、目標とその達成時期 ・生活全般の質の向上のための課題 ・サービスの具体的内容 ・他のサービスとの連携 ・その他留意事項 (※サービス利用計画)
担当者会議	・必要に応じて開催	・担当者等を招集し、計画原案に対する意見を求める (※サービス担当者会議)
利用者に対する交付	・内容を説明、書面で交付	・内容を説明、書面で交付 ・文書による同意を得る(※除く)
モニタリング	・サービスが計画に沿っているか	・サービスが計画に沿っているか
見直し・変更	・必要に応じて実施	・少なくとも6か月に1回(自立訓練・就労移行支援は、少なくとも3か月に1回)以上、その他必要に応じて実施 (※必要に応じて実施)

Ⅱ 実地指導における主な指摘事項

計画等作成の概要	地域相談支援 (①地域移行支援) (②地域定着支援)	計画相談支援
規定する条項	①平24厚令27第20条 ②平24厚令27第42条	・平24厚令28第15条
計画作成担当者	①地域移行支援従業者 ②地域定着支援従業者	・相談支援専門員
アセスメント	・利用者に面接し、希望する生活、課題等を把握	・利用者及びその家族に面接し、家族の希望及び解決すべき課題を把握
計画原案作成	①地域移行支援計画 ・支援の方針、目標とその達成時期 ・生活全般の質の向上のための課題 ・目標及びその達成時期 ・他のサービスとの連携 ・その他留意事項 ②地域定着支援台帳 ・利用者に関する適切な情報 ・緊急時の適切な対応	○サービス等利用計画 ・利用者等の生活に対する意向 ・総合的に援助方針 ・生活全般の解決すべき課題 ・長期的な目標それを達成するための短期的な目標とその達成時期 ・福祉サービス等の種類、内容、量 ・市町村に対するモニタリング期間に係る提案等 ・その他留意事項
担当者会議	①計画作成定会議	○サービス担当者会議 ・専門的な見地から意見を求める
利用者に対する交付	①内容を説明、書面で交付 ①文書による同意を得る	・内容を説明、計画案の交付 ・文書による同意を得る ※サービス担当者会議前と後計画案
モニタリング	・サービスが計画に沿っているか	・サービスが計画に沿っているか ・法第5条第21項に規定する厚生労働省令で定める期間ごと実施
見直し・変更	・必要に応じて実施	・必要に応じて実施

Ⅱ 実地指導における主な指摘事項

(5) 勤務体制の確保等 に関する指摘 ①

- 事業所の従業者によるサービスであることを確認できない(ボランティア従事、他の事業所の従業者が従事している等。)
- 勤務表を作成していない。または勤務表に日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を記載していない。
- 退職等で管理者、サービス管理責任者及び相談支援専門員などが交代している。

改善に向けて

1 人員配置上の従業者とは…

○サービスを提供できる者とは…

事業者は事業所ごとに、**事業所の従業者**によってサービスを提供しなければならない。

○上記に言う「従業者」とは…

事業者との間に雇用契約等を締結し、**職務として従事する者**でなければならない。

(H26.11 厚労省障害福祉課見解)

2 勤務表に記載する事項とは…

＜事業所ごとに、月ごとに作成する＞

○ 記載すべき事項…

従業者名(及び管理者名)、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係である旨等

(市条例第43号第40条、第69条、第179条及び第231条 他)
(厚労省令第171号第33条、第68条、第212条及び第213条の11 他)
(厚労省令第172号第42条)

Ⅱ 実地指導における主な指摘事項

人員に関する基準

職種	配置基準	サービス内容
管理者	原則として専ら管理業務に従事する者を配置する。	全てのサービス
サービス提供責任者	1人以上配置する。	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、移動支援
サービス管理責任者	1人以上配置する。	障害福祉サービス（短期入所、重度障害者等包括支援を除く）
相談支援専門員	1人以上配置する。	地域相談支援、計画相談支援

届出している者を変更した場合は、
変更日から10日以内に「変更届」を事業者指定担当係に提出すること。

※人員配置の他、「運営規程」及び「協力医療機関」などを変更した場合、
変更届の提出が必要。

忘れずに！

Ⅱ 実地指導における主な指摘事項

変更届

http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zygyoshasitei/11_henkoutodoke.html

札幌市 障害 変更届 検索

様式第2号

変更届出書

平成 年 月 日

札幌市長 様

申請者 所在地
(設置者) 名 称
代表者 印

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

指定内容を変更した事業所(施設)	事業所番号	変更の内容
1 事業所(施設)の名称	(変更前)	
2 事業所(施設)の所在地(設置の場所)	(変更前)	
3 設置者(設置者)の名称	(変更前)	
4 主たる事業所の所在地	(変更前)	
5 代表者の氏名及び住所	(変更前)	
6 施設・事務所等及びその設置の権利(又は所有権)の取得に際しての事項(そのものに関する)	(変更前)	
7 事業所(施設)の平面図及び設備の略図	(変更前)	
8 事業所(施設)の管理者の氏名及び住所	(変更前)	
9 事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所	(変更前)	
10 事業所のサービス管理責任者の氏名及び住所	(変更前)	
11 主たる事業所	(変更前)	
12 運営規程	(変更前)	
13 介護給付費等の算定に関する事項	(変更前)	
14 事業所の種類(併設型・単設型の別)	(変更前)	
15 併設型における利用定員数又は定員数における自費施設の入所者の定員	(変更前)	
16 地方医療機関の名称及び診療科目並びに当該協力医療機関との契約内容	(変更前)	
17 障害者支援施設等との連携体制及び支援の体制の概要	(変更前)	
18 当該申請に係る事業の開始予定年月日	(変更前)	
19 併設する施設がある場合の当該併設施設の概要	(変更前)	
20 同一敷地内にある入所施設及び病院の概要	(変更前)	

変更年月日 平成 年 月 日

札幌市のホームページ上に、支援している事業ごとの届出書の様式を掲載。

Ⅱ 実地指導における主な指摘事項

(5) 勤務体制の確保等 に関する指摘 ②

□ 従業者に対する研修を実施していない。
または実施した記録がない。



改善に向けて

3 従業者の研修とは・・・

研修機関が実施する研修や事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保する。

(市条例第43号第40条、第69条、第179条及び第231条 他)
(厚労省令第171号第33条、第68条、第212条及び第213条の11 他)
(厚労省令第172号第42条)

○ 事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めなければならない。

・虐待の防止のための措置に関する事項

従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(市条例第43号第38条、第68条、第88条、第111条、第173条の3、
第178条の3、第180条の9及び第230条 他)
(厚労省令第171号第31条、第67条、第89条、第123条、第135条、
第204条、第211条の3及び第213条の9 他)
(厚労省令第172号第41条)
(厚労省令第27号第27条 他)
(厚労省令第28号第19条)

Ⅱ 実地指導における主な指摘事項

確認

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成23年6月24日法律第79号) 抜粋

(定義)

第2条第7項 この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

- 1 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- 2 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 4 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- 5 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置)

第15条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

Ⅱ 実地指導における主な指摘事項

(6) 非常災害対策に関する指摘

- 過去(実地指導のない年度)の避難訓練の実施の記録が確認できない。
- 非常災害時の対応マニュアルなどが整備されていない。

「**消火設備その他の非常災害に際して必要な設備**」とは・・・
消防法その他法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。

「**非常災害に関する具体的な計画**」とは・・・
消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。
※消防法第8条の規定に基づき定められる者が策定し実施。

「**関係機関への通報及び連絡体制を整備**」とは・・・
火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求める。

改善に向けて

○事業者は、**消火設備その他の非常災害に際して必要な設備**を設けるとともに、**非常災害に関する具体的な計画**を立て、非常災害時の**関係機関への通報及び連絡体制を整備**し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。

○事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(市条例第43号第71条及び第233条 他)

(厚労省令第171号第70条 他)

(厚労省令第172号第44条)

○事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めなければならない。

・非常災害対策

(市条例第43号第68条、第88条、第173条の3、第178条の3、第180条の9及び第230条 他)

(厚労省令第171号第67条、第89条、第123条、第204条、第211条の3及び第213条の9 他)

(厚労省令第172号第41条)

Ⅱ 実地指導における主な指摘事項

報酬算定に係る体制等届出

1 提出書類について(体制等届出書様式)

従業員体制及び加算算定に変更がある場合、別紙書類(ホームページ上に様式があります)を添付してください。なお、変更が無い加算等につきましては、別紙の添付は不要です。多機能型事業所につきましては、事業所番号ごとにまとめて提出してください。生活介護、児童発達支援又は放課後等デイサービスにつきましては、単位ごとで従業員配置が異なる場合に限り、単位ごとに様式6-2(ホームページ上に様式があります)を作成してください。共同生活援助につきましては、共同生活住居ごとに様式6-2を作成してください。

2 提出先・提出方法

札幌市保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課 事業者指定担当 あてに郵送又は持参
(〒060-8611 中央区北1条西2丁目)

3 算定開始時期

(1) 算定される単位数が増える場合

- 毎月15日以前の提出 ⇒ 翌月から適用
- 毎月16日以降の提出 ⇒ 翌々月から適用

※【例外】処遇改善(特別)加算については、「毎月末までの提出⇒翌々月から適用」となります。

(2) 算定される単位数が減る場合

加算等が算定されなくなった事実が発生した日(特定事業所加算のみ翌月)から適用

Ⅱ 実地指導における主な指摘事項

(8) 特定事業所加算に関する指摘

□ 特定事業所加算の算定条件である事業所の全ての従業者に対し、従業者ごとの研修計画が未作成、研修を実施していない。

(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護)

実施していない
年度は返還対象

改善に向けて

○ 厚生労働大臣が定める基準

(平18厚労告第543号・第1号、第5号、第9号、第13号)

事業所の全ての従業者(登録型の従業者(あらかじめ事業所に登録し、当該事業所から指示があった場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、支援を行う従業者をいう。)を含む。)に対し、**従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。**

○ 計画的な研修の実施

厚生労働大臣が定める基準の「**従業者ごとに研修計画を作成**」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、従業者又はサービス提供責任者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。(留意事項通知 障発第1031001号第一)

Ⅱ 実地指導における主な指摘事項

(9) 欠席時対応加算に関する指摘

- 欠席時対応加算を算定しているが、実績記録で確認できない。利用者などから確認を得ていない。
- 欠席時対応加算を算定しているが、利用者の状況や相談援助の内容等の記録が確認できない。
(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)

(様式7)

平成〇〇年 4 月分 生活介護サービス提供実績記録票(案)

■旧様式からの変更点
-【送迎加算】欄を追加

利用者 田中 太郎 事業所番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
事業所及びその事業所 〇〇事業所

日付	曜日	サービス提供 状況	開始時間	終了時間	送迎加算 回数	利用時間 分	利用者 氏名	備考
2 月			8:00	11:00	1			
3 月			8:00	11:00	1			
4 月		欠席						
13 金			10:00	11:00	1			
18 月			13:00	18:00	3			
17 火			8:00	10:00	1			
18 水			9:00	11:00	1			
19 木			8:00	11:00	1			
20 金			8:00	11:00	1			
21 土			8:00	11:00	1			
22 日			8:00	11:00	1			
23 月			8:00	11:00	1			
24 火			8:00	11:00	1			

欠席時対応加算を算定する場合、「欠席」を記載する。

送迎加算は送迎を行った回数に記載する。

実務に訪問支援を提供した時間数を記載する。

算定は月2回を限度とする。報酬上算定できる回数にかかわらず、要件を満たす場合は記載する(同一月内に3回目で算定はできないが記載する)。

改善に向けて

- 以下のとおり取り扱う。
 - ①あらかじめ利用を予定していた日に急病等により、その利用を中止した場合。
 - ②その利用を中止した日の前々日、前日または当日に中止の連絡があった場合。
 - ③電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該事業所等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録すること(直接の面会や自宅への訪問等を要しない)。
 - ④1月につき4回を限度として算定する。
(厚労省告示第523号別表第6-7、別表第10-4、別表第11-4、別表第12-10、別表第13-9、別表第14-10)

○ 加算を算定している場合は、実績記録票で利用者からの確認が必要。

Ⅱ 実地指導における主な指摘事項

(10) 施設外就労加算に関する指摘 ①

- 施設外就労を含めた個別支援計画を事前に作成していない。
- 施設外就労により就労している利用者の訓練目標に対する達成度の評価を行っていない。

(就労継続支援A型・B型)

改善に向けて

○月の利用日数から事業所内における必要な支援等を行うための2日を除く日数を限度として、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

(厚労省告示第523号別表第13-11、別表第14-12)

【厚生労働大臣が定める基準(平18厚労告543・第35号)】

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

- イ 就労支援単位ごとに実施すること。
- ロ 施設外就労加算の算定対象となる利用者の数の合計が、利用定員の100分の70以下であること。
- ハ 一就労支援単位ごとに職員を配置することとし、就労支援単位ごとの職員の数が、算定する次の(1)から(4)までに掲げるサービス費に応じ、常勤換算方法で、それぞれ(1)から(4)までに掲げる数以上とする。

- (1) A型サービス費Ⅰ
施設外就労利用者の数を7.5で除して得た数。
- (2) A型サービス費Ⅱ
施設外就労利用者の数を10で除して得た数。
- (3) B型サービス費Ⅰ
施設外就労利用者の数を7.5で除して得た数。
- (4) B型サービス費Ⅱ
施設外就労利用者の数を10で除して得た数。

Ⅱ 実地指導における主な指摘事項

(10) 施設外就労加算に関する指摘 ②

**施設外就労を
算定する場合は・・・**

【就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について
(H19.4.2障障発第0402001号)】

5 (2) 施設外就労について

- ① 施設外就労を行うユニットについて、1ユニットあたりの利用者数に対して人員配置(最低)基準上又は報酬算定上必要とされる人数(常勤換算方法による。)の職員を配置するとともに、事業所についても、施設外就労を行う者を除いた利用者の人数に対して人員配置(最低)基準上又は報酬算定上必要とされる人数(常勤換算方法による。)の職員を配置すること。
- ② 施設外就労の提供が、当該施設の運営規程に位置づけられていること。
- ③ 施設外就労を含めた個別支援計画が事前に作成され、就労能力や、工賃の向上及び一般就労への移行に資すると認められること。
- ④ 緊急時の対応ができること。
- ⑤ 施設外就労により実施する作業内容について、発注元の事業所と契約していること。
- ⑥ 施設外就労により就労している利用者については、月の利用日数のうち最低2日は、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

Ⅱ 実地指導における主な指摘事項

	施設外就労	施設外支援
当該支援を実施する職員の要否	要	否 (就労移行支援事業で、移行準備支援体制加算(Ⅰ)を算定する場合は要)
報酬算定の対象となる支援の要件	①施設外就労を行うユニットについて、1ユニットあたりの利用者数に対して人員配置(最低)基準上又は報酬算定上必要とされる人数(常勤換算方法による。)の職員を配置するとともに、事業所についても、施設外就労を行う者を除いた利用者的人数に対して人員配置(最低)基準上又は報酬算定上必要とされる人数(常勤換算方法による。)の職員を配置すること。 ②施設外就労の提供が、当該施設の運営規程に位置づけられていること。 ③施設外就労を含めた個別支援計画が事前に作成され、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行に資すると認められること。 ④緊急時の対応ができること。 ⑤施設外就労により実施する作業内容について、発注元の事業所と契約していること。 ⑥施設外就労により就労している利用者については、月の利用日数のうち最低2日は、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価を行うこと。	①施設外支援の内容が、当該指定障害福祉サービス事業所等の運営規程に位置付けられていること。 ②施設外支援の内容が、事前に個別支援計画に位置付けられ、1週間ごとに当該個別支援計画の内容について必要な見直しが行われているとともに、当該支援により、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行が認められること。 ③利用者又は実習受入事業者等から、当該施設外支援の提供期間中の利用者の状況について、聞き取るにより、日報が作成されていること。 ④施設外支援の提供期間中における緊急時の対応ができること。
本措置による報酬算定対象	本体施設利用者の増員分 (施設外就労利用者と同数以内)	施設外支援利用者
本体施設利用者の増員	可 (利用定員の100分の70以下)	不可
施設外でのサービス提供期間	無	年間180日を限度 (特例の場合、当該期間を超えて提供することも可)

Ⅲ その他の留意事項

1 サービス提供実績記録票

[illegible]

札幌市 サービス提供実績記録票

検索

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/seikyu.html>

- ## 1. サービス提供の都度記録する

事業者は、サービスを提供したときは、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録しなければならない。

2. 利用者から確認を受ける

- ・事業者は、1の規定による記録を行うときは、サービスを提供したことについて、支給決定障害者等から確認を受けなければならない。（市条例43号第26条、市条例第62号第24条 他）
- ・事業者は、原則としてサービスを提供した都度、その実績を記録（サービス実績記録票）し、その内容を利用者等に確認並びに押印又は自署を求める。（介護給付費等に係る請求等事務の手引き（平成24年4月版））

3. 訂正方法

サービス提供実績記録票を訂正する場合は、訂正箇所にも二重線を引き、改めて正しい内容を記入の上、サービス提供者及び利用者等双方の印を押すこと。（H21.2.13付札障第3788号札幌市保健福祉局障がい福祉担当部長通知等）

※本市の調査時にサービス提供実績記録票を作成することなく、自立支援給付費を請求していることが判明した場合は、適正なサービス提供がされたことを確認できないことから、自立支援給付費の返還対象となる場合がありますので、十分ご注意ください。

Ⅲ その他の留意事項

2 提供したサービスの具体的内容に関する記録

サービス提供記録

(記載内容)

- ①サービスの提供日及び提供時間
- ②利用者名及びサービスを提供した従業者名
- ③サービスの種類
- ④提供した具体的なサービス内容
- ⑤利用者の心身の状況
- ⑥その他利用者へ伝達すべき必要事項

「サービス提供記録」や「実施記録」「支援記録」などと呼ばれています。様式は任意です。



- ①サービスの内容や利用者の状況の把握
- ②利用者からの苦情・事故への対応に役立つ
- ③サービスが行われたことの証拠

サービスの提供の記録

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の**提供日**、**内容**その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

心身の状況等の把握

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の**心身の状況**、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

※本市の調査時にサービス提供の記録作成することなく、自立支援給付費を請求していることが判明した場合は、適正なサービス提供がされたことを確認できないことから、自立支援給付費の返還対象となる場合がありますので、十分ご注意ください。

Ⅲ その他の留意事項

3 就労継続支援A型の見直し

見直しの概要【平成29年4月施行】

○希望を踏まえた就労機会の提供の徹底

利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、利用者に対し就労の機会を提供するとともに、その就労の知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を適切かつ効果的に行う障害福祉サービスであることから、利用者の希望や能力を踏まえた個別支援計画（様式の統一）の作成を徹底。

○賃金の支払い

- ・生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金総額以上とする。
 - ・賃金の支払は、原則、自立支援給付をもって充ててはならない。
- これら指定基準を満たさない場合には、経営改善計画書を提出し経営改善に取り組む。

○運営規程の記載事項の追加

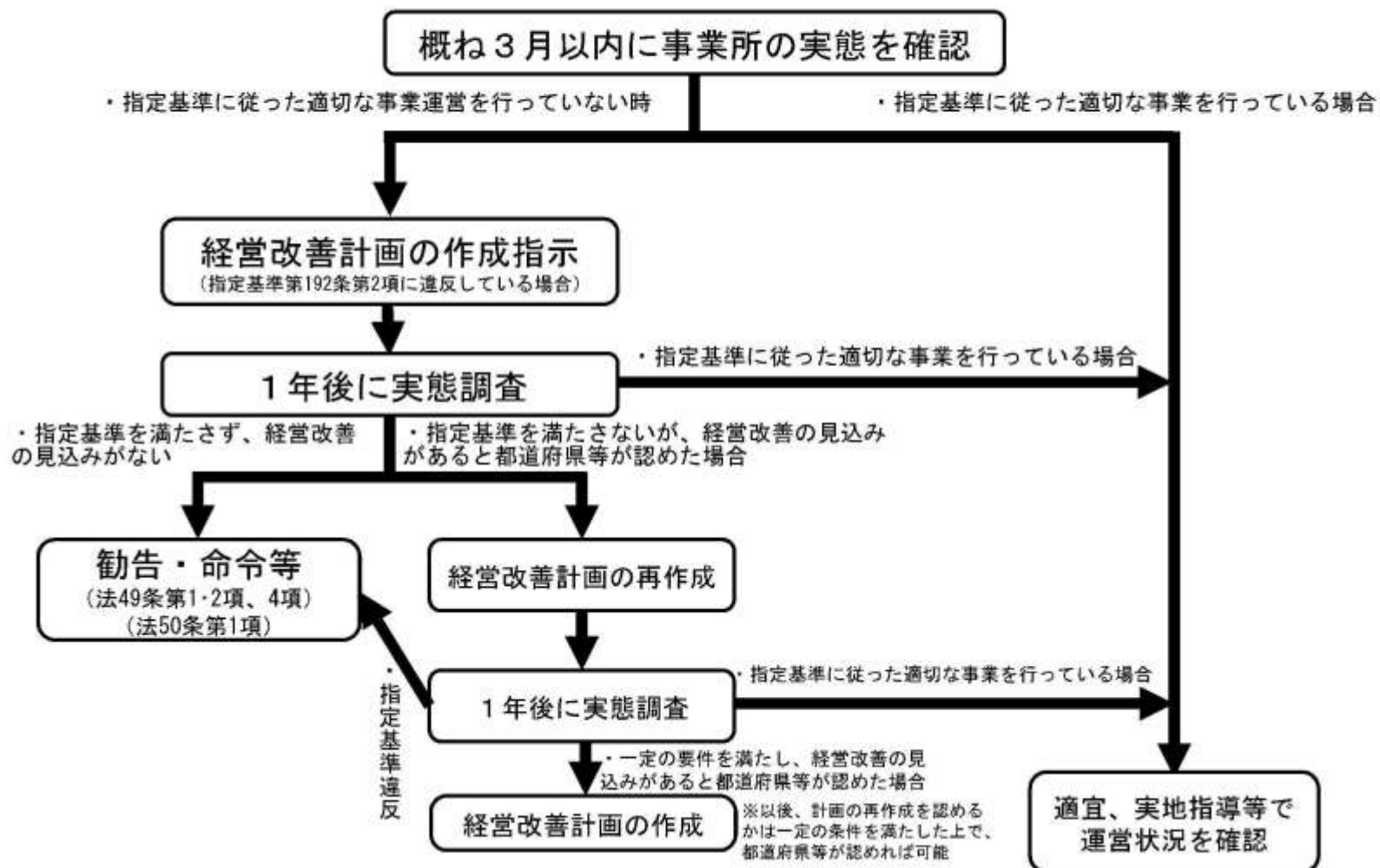
新たに「主な生産活動の内容」、「賃金」、「労働時間」を追加規定する。

○情報公表

障がい者やその家族等が適切な事業所を選択できるように、「財務諸表」、「主な生産活動の内容」、「平均月額賃金」を事業所のホームページで公表。

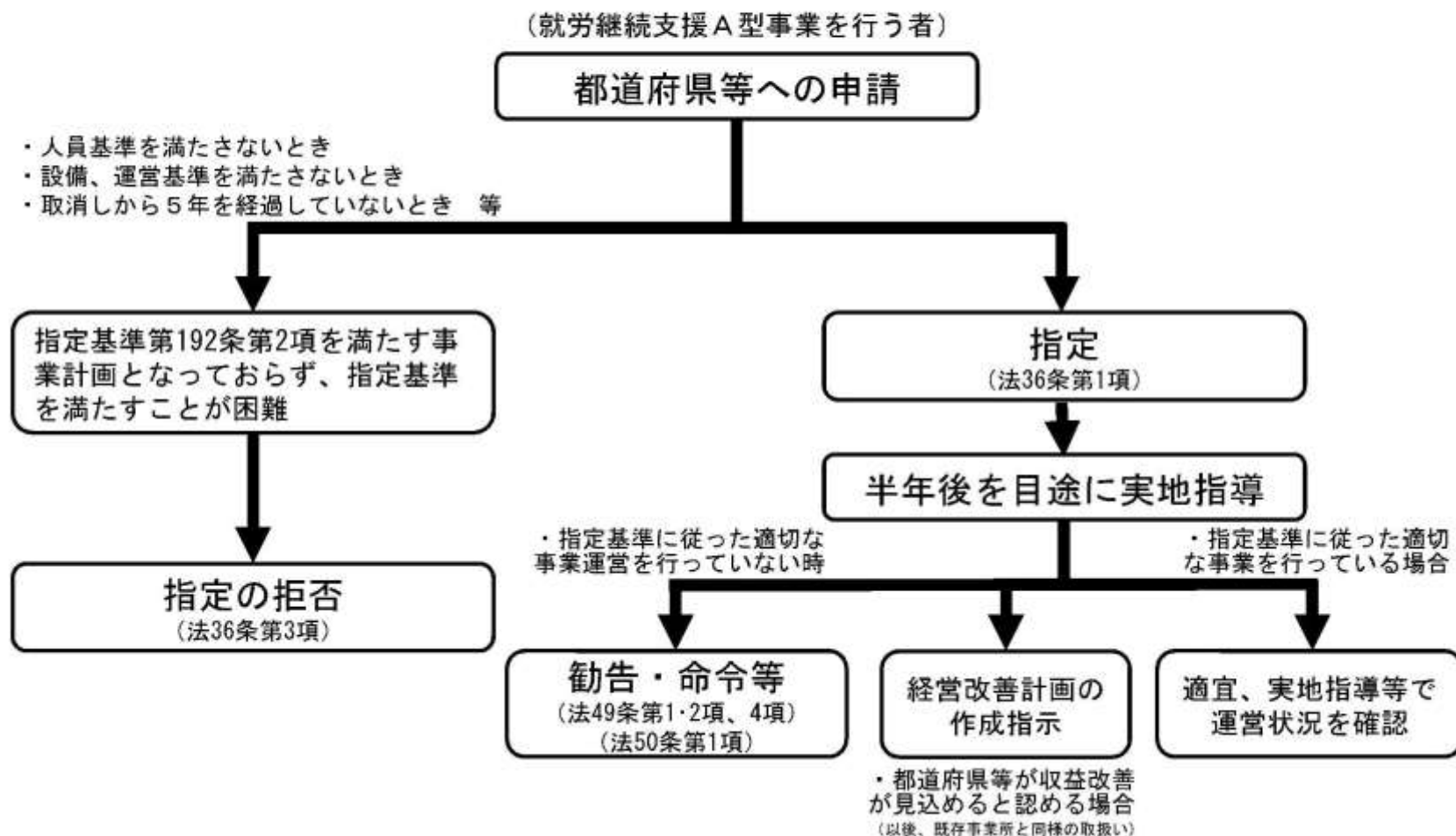
Ⅲ その他の留意事項

就労継続支援A型事業所（既存事業所）の指導等の流れ



Ⅲ その他の留意事項

就労継続支援A型事業所（新規事業所）の指導等の流れ



Ⅲ その他の留意事項

3 法人が主催する旅行への移動支援の利用禁止

事業者が主催（発案・企画）した集団旅行・遠足等のレクリエーション活動に際して、移動支援を利用することはできるか？



移動支援は、利用者の発意による外出が原則であり、移動支援事業所（運営法人を含む。）が主催する行事等については、移動支援の対象とはならない。

(1) 移動支援事業の目的

単独では外出困難な障がい者が、社会生活上必要不可欠な外出等（社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出）をする際の移動の介護に要した費用の一部を支給し、もって障がい者の自立と社会参加を促進することが目的である。



(2) 支給の範囲

社会生活上必要不可欠な外出等とは、社会通念上外出が必要不可欠と認められる場合、社会参加促進の観点から日常生活上外出が必要な場合で、原則として一日の範囲内で用務を終えることが可能な外出である。

① 市外での指導支援の利用

市外に行く場合であっても、一日の範囲内で用務を終えるものであれば、移動支援の利用は可能である。

② 旅行中における移動支援の利用

宿泊を伴う旅行の場合については、特例的に、宿泊先のホテル等を居宅として位置づけることにより、移動支援の利用が可能である。

(3) 移動支援に含まれないと考えられる事例

① 移動支援事業所等のイベント

移動支援事業所等が発案・企画するイベント等への参加及びそれに類する場合

② 事業者主催の行事

指導支援は利用者の発意による外出が原則である。事業者が主催（発案・企画）した集団旅行・遠足等のレクリエーション活動については、移動支援の対象とならない。

Ⅳ 通報・苦情

○ 通報・苦情の受理件数

年度	受理件数
平成25年度	145件
平成26年度	198件
平成27年度	257件
平成28年度	358件

○ 通報・苦情の主な内容

- ・ 利用契約・解除に関すること
- ・ 従業者の対応に関すること
- ・ 給付費等の請求内容に関すること
- ・ 事業所の人員配置に関すること
- ・ 事業所の運営に関すること

内容によっては実地指導や監査を実施します。

突然、訪問することもあります。

IV 通報・苦情

札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例

(平成24年10月3日条例第43号) 抜粋

(苦情解決)

第46条及び第241条 事業者は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該**苦情の内容等を記録しなければならない**。
- 3 事業者は、その提供したサービスに関し、法第10条第1項の規定により本市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して本市が行う調査に協力しなければならない。この場合において、本市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 事業者は、その提供したサービスに関し、法第11条第2項の規定により市長が行う報告若しくはサービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力しなければならない。この場合において、市長から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 事業者は、その提供したサービスに関し、法第48条第1項の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力しなければならない。この場合において、市長から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 **事業者は、本市又は市長からの求めがあった場合には、前3項の改善の内容を本市又は市長に報告しなければならない**。
- 7 事業者は、運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

IV 通報・苦情

障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（厚生労働省令第27号） 抜粋

（苦情解決）

第35条及び第45条 指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定地域移行支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該**苦情の内容等を記録しなければならない**。
- 3 指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定地域移行支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定地域移行支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関し、法第51条の27第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定地域移行支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 **指定地域移行支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、前3項の改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない**。
- 7 指定地域移行支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにかできる限り協力しなければならない。

IV 通報・苦情

障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（厚生労働省令第28号） 抜粋

（苦情解決）

第27条 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援又はサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定特定相談支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該**苦情の内容等を記録しなければならない**。
- 3 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定計画相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、法第51条の27第2項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 **指定特定相談支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、前3項の改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない**。
- 7 指定特定相談支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

IV 通報・苦情

1 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年9月29日厚生労働省令第171号) 抜粋

〔指定障害福祉サービス事業者の一般原則〕

- ① 指定障害福祉サービス事業者(療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。
- ② 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、**常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。**
- ③ 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

IV 通報・苦情

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

(平成18年9月29日厚生労働省令第171号) 抜粋

〔指定障害者支援施設等の一般原則〕

- ① 指定障害者支援施設等は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。
- ② 指定障害者支援施設等は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- ③ 指定障害者支援施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

IV 通報・苦情

3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

(平成24年3月13日厚生労働省令第27号) 抜粋

〔第2章 第1節 基本方針〕

- ① 指定地域移行支援の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。
- ② 指定地域移行支援の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行われるものでなければならない。
- ③ 指定地域移行支援の事業を行う指定一般相談支援事業者(以下この章において「指定地域移行支援事業者」という。)は、自らその提供する指定地域移行支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

IV 通報・苦情

4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

(平成24年3月13日厚生労働省令第27号) 抜粋

〔第3章 第1節 基本方針〕

- ① 指定地域定着支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切に行われるものでなければならない。
- ② 指定地域定着支援の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行われるものでなければならない。
- ③ 指定地域定着支援の事業を行う指定一般相談支援事業者(以下この章において「指定地域定着支援事業者」という。)は、自らその提供する指定地域定着支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

IV 通報・苦情

5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）抜粋

〔基本方針〕

- ① 指定計画相談支援の事業は、利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、**常に当該利用者等の立場に立って行われるものでなければならない。**
- ② 指定計画相談支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- ③ 指定計画相談支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- ④ 指定計画相談支援の事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものでなければならない。
- ⑤ 指定特定相談支援事業者は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。
- ⑥ 指定特定相談支援事業者は、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

V 事故報告について

入所者または利用者に対するサービス提供中の事故等が発生した場合、
「札幌市障害福祉サービス事業者等に係る事故等発生時の報告事務取扱要領」
に基づき、札幌市へ必要な報告等をしてください。

忘れずに！

【報告の範囲等】

次の事故等が発生した場合、「事故等発生状況報告書」により、札幌市保健福祉局の担当課に報告すること。
なお、サービス提供中の事故については、送迎・通院等の間を含み、事業者の過失の有無を問わない。

(1) 重大な事故等【直ちに報告すること】

- ア 入所者等の死亡事故
- イ 役・職員の不法行為（預かり金着服・横領等）
- ウ 入所者等に対する虐待（不適切な処遇（疑）を含む）
- エ 入所者等の不法行為
- オ 入所者等の失踪・行方不明（捜索願を出したもの）
- カ 火災（消防機関に出動を要請したもの）
- キ その他ア～カ以外の事項で、テレビ・新聞等で報道された事案（報道される可能性のある事案を含む）

(2) 上記(1)以外の事故【事故発生後（又は事故発覚後）30日以内に報告すること】

- ア 入所者等の骨折、打撲、裂傷等で、医療機関への入院・通院を要したもの
- イ 入所者等の誤飲、誤食、誤嚥及び誤薬
- ウ 無断外出・外泊（見つかった場合）
- エ その他報告が必要と認められるもの（交通事故等）

V 事故報告について

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/jikotenkenhyou.html>

[illegible]

【報告様式1】

事故等発生状況報告書

平成□□年□□月□□日□□

札幌市農□課

発生所在地
 発は()畜舎
 代表者氏名□□□□□□□□□□甲

1 □ 事故等が発生した施設・事業所
 [1] 種□別
 [2] 名□称
 [3] 所在地

2 □ 事故等の分類
 □ □ 該当する□にチェックを入れること

有用畜産等に関するもの	施設・事業所及び従業員に関するもの
☐ 死亡事故□□□□□□ □□ ☐ 不強行爲 ☐ 虐待□□□□□□ □□ ☐ 暴断外出 ☐ 失踏・行方不明□□□□ □□ ☐ その他 ☐ 骨折・打撲、捻挫等 ☐ 誤飲・誤食・誤薬、誤薬	☐ 不適切な会釈処理 ☐ 不強行爲等 その□他 ☐ 火災 ☐ 事件報道が行われた場合等 ☐ その他必要と認められる場合

3 □ 事故等の概要

4 □ 事故等の発生日時・場所
 [1] 日時 平成□□年□□月□□日□□【午前・午後】□□時□□分【要】
 [2] 場所

5 □ 施設等が事故等を認知した日時及び定装への対応等
 [1] 事故発生日時 平成□□年□□月□□日□□【午前・午後】□□時□□分【要】
 [2] 認知した経緯

[3] 定装への対応 平成□□年□□月□□日□□【午前・午後】□□時□□分【要】
 □ 氏名□□□□□□□□ □□()

VI 不正請求等への対応

昨年6月、厚生労働省から障がい福祉サービス等事業所の不正請求等の対応における留意事項が示されました。

- 1 指導監査の強化
日常のサービスの提供状況を確認できないと認められる場合は、指導開始時に文書により通知する。
- 2 悪質な事案への対応
悪質な事案には刑事告訴を検討する。
- 3 組織的な不正行為への対応
指定の事前調査を確実に実施するなど、指定に係る欠格事由の確認を徹底する。
- 4 返還請求額の徴収
地方税の滞納処分の例により処分するなど不正利得の徴収の徹底を図る。

VI 不正請求等への対応

昨年6月、厚生労働省から示された通知

都道府県 各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中 中 核 市 事務連絡 平成28年6月20日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課監査指導室 障害福祉課障害児・発達障害者支援室 障害福祉サービス等の不正請求等への対応について 先般、平成26年度における障害者支援施設等の指導監査の概況をとりまとめ、また、本年5月16日付けの事務連絡により、放課後等デイサービス事業所に対する行政処分 の状況を確認するための調査を行ったところ。これらの結果等を踏まえ、障害福祉サービス等事業所の不正請求等への対応に関して、下記のとおり留意事項をまとめましたので、これにより不正請求等への対応の一層の強化を図っていただくようお願いします。 また、各都道府県におかれましては、責務内の関係機関等に対する周知徹底方よろしくお取り計らい願います。 記 1. 障害福祉サービス等事業所の不正請求等の対応における留意事項 (1) 指導監査の強化 利用者等から不正請求等に関する情報提供があった場合、機動的かつ適切な対応を行い、疑いのある事業所について、深度ある実地監査を行うこと。 また、指定障害福祉サービス事業者等指導指針及び指定障害児通所支援等事業者等指導指針において、「指導対象となる事業所において障害者（児）虐待が疑われているなどの理由より、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に文書により通知するものとする。」とされているが、人員配置基準の虚偽等、不正が疑われている場合についても、当該規定を積極的に活用することにより、効果的な実地指導（出勤や給与支払の状況簿の確認、勤務状況のヒアリング等）を定期的に実施すること。 (2) 悪質な事案への対応 虚偽の報告や監査妨害、不正請求額が高額で返還の意思がない場合など、特に悪質な事案については、行政処分に加えて、刑事告発を検討すること。	〔3〕組織的な不正行為への対応 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第36条第3項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第2項において、過去に指定を取り消された事業者と密接な関係を有する事業者は指定をしてはならないこととされており、指定の事前調査を確実に実施するなど、指定に係る欠格事由の確認を徹底することにより、組織的な不正行為への対応の強化を図ること。 〔4〕返還請求額の徴収 障害者総合支援法第8条第3項及び児童福祉法第57条の2第6項において、不正請求における不正利得の徴収については、地方税の滞納処分の例により処分することができることとされているため、不正請求額が高額で返還の意思がない場合などにおいては、当該規定を活用し、不正利得の徴収の徹底を図ること。 2. 放課後等デイサービス事業所の不正請求等の対応における留意事項 〔1〕本年5月16日付けの事務連絡による調査結果によると、行政処分を受けた放課後等デイサービス事業所の大半を営利法人が占めていること等を踏まえ、特に営利法人の事業所及び新規開設の事業所、その他重点的な実地指導を行う必要があると認められる事業所について、少なくとも2年程度（新規開設時は1年程度）を目途として、1. に示した対応を含め、重点的に実地指導を行うこと。 放課後等デイサービスの指導監査の実施状況等については、当面の間、別途お示しする方法により、四半期ごとに厚生労働省に報告すること。 〔2〕放課後等デイサービス事業所の不正請求等の内容については、主に、サービス提供の虚偽による不正請求や人員配置の虚偽による指定申請及び不正請求であったことを踏まえ、サービス提供実績記録票の精査や指定時の審査等、指導監査以外においても、不正請求等が行われないよう防止策を講じること。
---	---

VII 指定の取り消し・指定の効力停止

1 監査方針

指定障害福祉サービス事業者等のサービス等の内容について、法に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合、若しくはその疑いがあると認められる場合、又は自立支援給付等の給付に係る費用の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼として実施する。

○ 監査の実施件数と行政処分（指定障害児通所支援事業等を含む）

実施年度	実施件数 (単位:事業所)	行政処分	
		取 消	効力停止
平成25年度	2	1	0
平成26年度	22	1	1
平成27年度	12	0	0
平成28年度	8	4	0
平成29年度	2	0	0

(H29.11.20現在)

VII 指定の取り消し・指定の効力停止

2 主な監査の理由

- 水増し、架空請求の疑いがあった
- 指定申請時の提出書類に詐称の疑いがあった
- 人員配置基準を満たさずに給付費を請求していた疑いがあった
- 利用者への支援内容が不適切な疑いがあった
- 従業者の利用者に対する虐待行為の疑いがあった

3 行政処分の理由

〔事例 ①〕

介護給付費と移動支援費の請求について、利用者がサービスを利用していない時間や支援した時間より長く請求をしていた。また、サービス提供実績記録票を請求に合わせて作成し、利用者に確認を受けていなかった。

【障害者総合支援法第50条第1項第5号】

介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。

【札幌市移動支援事業事業者登録要綱第8条第1項第5号】

移動支援費の請求に関し、不正があったとき。

VII 指定の取り消し・指定の効力停止

〔事例②〕

移動支援費の請求について、利用者がサービスを利用していない日に請求をしていた。また、本市の再三にわたる帳簿書類の提出要求に対して、一切応じないまま帳簿書類を破棄し、監査を忌避した。

【障害者総合支援法第50条第1項第7号】

指定障害福祉サービス事業者又は当該指定に係るサービス事業所の従業者が、第48条第1項の規定により出頭を求められてこれに 응ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは 忌避したとき。ただし、当該指定に係るサービス事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該 指定障害福祉サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

【札幌市移動支援事業事業者登録要綱第8条第1項第5号】

移動支援費の請求に関し、不正があったとき。

【障害者総合支援法第48条第1項】

都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であつた者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であつた者（以下この項において「指定障害福祉サービス事業者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に 関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所、事務所その他当該指定障 害福祉サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

Ⅶ 指定の取り消し・指定の効力停止

〔事例③〕

事業所を突然閉鎖したことにより、利用者が必要なサービスを受けられなくなった。また、従業員の勤務実態がないにもかかわらず、勤務しているとの虚偽の届け出を行った。

【障害者総合支援法第50条第1項第2号】

指定障害福祉サービス事業者が、第42条第3項の規定に違反したと認められるとき。

【障害者総合支援法第50条第1項第10号】

前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

【障害者総合支援法第42条第3項】

指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

関係法令等

サービスの種類	法令等の種類	法令等の名称
障害福祉サービス 移動支援 ・ 障害福祉サービス 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 療養介護 生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援 施設入所支援 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 共同生活援助	法律	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)(平成17年11月7日法律第123号) ○社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号) ○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年6月24日法律第79号)
	基準省令	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)
	解釈通知	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号)
	報酬告示 札幌市告示	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号) ○札幌市移動支援事業実施要綱第9条の規定に基づく費用の額の算定に関する基準(平成26年札幌市告示第859-8号)
	留意事項 通知	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)
	条例	○札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例(平成24年10月3日札幌市条例第43号)
	要綱	○札幌市移動支援事業事業者登録要綱(平成18年9月26日保健福祉局理事決裁)
	ガイドライン	○札幌市移動支援事業 移動支援ガイドライン(平成28年8月札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課)

関係法令等

サービスの種類	法令等の種類	法令等の名称
障害者支援施設	法律	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)(平成17年11月7日法律第123号) ○社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号) ○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年6月24日法律第79号)
	基準省令	○障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第172号)
	解釈通知	○障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成19年1月26日障発第0126001号)
	報酬告示	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)
	留意事項通知	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)
	条例	○札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例(平成24年10月3日札幌市条例第43号)

関係法令等

サービスの種類	法令等の種類	法令等の名称
地域相談支援 計画相談支援 障害児相談支援 ・ 地域相談支援 地域移行支援 地域定着支援	法律	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)(平成17年11月7日法律第123号) ○児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号) ○社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号) ○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年6月24日法律第79号)
	基準省令	○障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成24年3月13日厚生労働省令第27号) ○障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成24年3月13日厚生労働省令第28号) ○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成24年3月13日厚生労働省令第29号)
	解釈通知	○障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について (平成24年3月30日障発0330第21号) ○障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について (平成24年3月30日障発0330第22号) ○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について (平成24年3月30日障発0330第23号)
	報酬告示	○障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成24年3月14日厚生労働省告示第124号) ○障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成24年3月14日厚生労働省告示第125号) ○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成24年3月14日厚生労働省告示第126号)
	留意事項通知	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について (平成18年10月31日障発第1031001号) ○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について (平成24年3月30日障発0330第16号)